

川西市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月9日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 50 号

川西市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

川西市印鑑条例施行規則（昭和49年川西市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「及びアステ市民プラザ」を削る。

付 則

この規則は、令和7年12月29日から施行する。